

経済産業省特許庁庁舎の管理・運営業務の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

業務内容：特許庁庁舎の管理・運営業務（建築・設備機器管理業務、清掃業務、植栽等管理業務、警備業務、電話交換取扱業務、総括管理業務）

契約期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

○ 包括的に達成すべき質として設定された以下の項目すべてが達成。

（1）業務継続の確保

本業務の不備に起因する施設内における人身事故及び物損事故並びに停電等による業務停止が発生しないこと。

（2）安全の確保

本業務の不備に起因した特許庁庁舎内での人身事故又は物損事故の発生がないこと。

（3）庁舎設備等の不具合等への速やかな対応

特許庁庁舎の利用者から庁舎設備等の不具合等の連絡があった際に速やかに対応すること。

○ 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

事業相互間「合同品質評価活動」の実施や効果的な省エネルギーの提案により、平成 22 年度と比べ、平成 23 年度は 35.7% (1,784kw)、平成 24 年度は 33.5% (1,561kw) の電力削減等、民間事業者の創意工夫が発揮されている。

3. 実施経費に関する評価

本業務の実施経費（3 ヶ年契約金額）は 1,438,215 千円であり、民間競争入札導入前の従来の実施に要した経費（平成 20～22 年度 3 ヶ年実績額）1,455,000 千円に比べ 16,785 千円（1.2%）の経費が削減されている。

4. 今後の事業

民間競争入札の実施により、応札者は 2 者だったもののサービスの質の確保、実施経費の削減等がなされていることから、良好な実施状況であると評価できる。このため、次期事業においては、「新プロセス運用に関する指針」に基づく新プロセスへ移行したうえで、事業を実施することが適当であると考えられる。

ただし、競争性がさらに高まるよう、実施方法の情報開示や資格要件等についてさらなる検討をすることが必要である。

以上